



三重県公報

平成31年3月18日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
企業庁管理規程			
2	三重県企業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	2
病院事業庁管理規程			
4	三重県病院事業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	3

企業庁管理規程

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第二号

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（昭和四十一年三重県企業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（使用料の額）</p> <p>第二条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額（その額が百円未満の場合には、百円）とする。</p> <p>一 土地の使用料の算式</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 使用許可日数が一月未満のもの</p> <p style="margin-left: 40px;">使用する土地の1平方メートル当たりの</p> $\text{価格} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$ $\times \frac{110}{100}$ <p style="margin-left: 20px;">ロ （略）</p> <p>11 建物の使用料の算式</p> <p style="margin-left: 40px;">（使用する建物の1平方メートル当たりの価格 $\times \frac{8}{100} \times \text{使用許可面積} + \text{当該建物の建て面積}$ に係る土地の年額使用料に相当する額 $\times \frac{\text{当該建物のうち使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$） $\times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \times \frac{110}{100}$</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（使用料の額）</p> <p>第二条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額（その額が百円未満の場合には、百円）とする。</p> <p>一 土地の使用料の算式</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 使用許可日数が一月未満のもの</p> <p style="margin-left: 40px;">使用する土地の1平方メートル当たりの</p> $\text{価格} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$ $\times \frac{108}{100}$ <p style="margin-left: 20px;">ロ （略）</p> <p>11 建物の使用料の算式</p> <p style="margin-left: 40px;">（使用する建物の1平方メートル当たりの価格 $\times \frac{8}{100} \times \text{使用許可面積} + \text{当該建物の建て面積}$ に係る土地の年額使用料に相当する額 $\times \frac{\text{当該建物のうち使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$） $\times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \times \frac{108}{100}$</p> <p>2 （略）</p>

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定は、平成三十一年十月一日以後の期間に係る使用料の額の計算について適用し、同日前の期間に係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県病院事業庁長 長谷川 耕一

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁長の管理に属する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第二条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額（その額が百円未満の場合には、百円）とする。</p> <p>一 土地の使用料の算式</p> <p>イ 使用許可日数が一月未満のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">使用する土地の1平方メートル当たりの</p> $\text{価格} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$ $\times \frac{110}{100}$ <p>ロ (略)</p> <p>11 建物の使用料の算式</p> <p style="padding-left: 2em;">(使用する建物の1平方メートル当たりの価格 $\times \frac{8}{100} \times \text{使用許可面積} + \text{当該建物の建て面積}$ に係る土地の年額使用料に相当する額 $\times \frac{\text{当該建物のうち使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$) $\times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \times \frac{110}{100}$</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第二条 使用料の額は、次の各号に定める算式により計算して得た額（その額が百円未満の場合には、百円）とする。</p> <p>一 土地の使用料の算式</p> <p>イ 使用許可日数が一月未満のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">使用する土地の1平方メートル当たりの</p> $\text{価格} \times \frac{4}{100} \times \text{使用許可面積} \times \frac{\text{使用許可日数}}{365}$ $\times \frac{108}{100}$ <p>ロ (略)</p> <p>11 建物の使用料の算式</p> <p style="padding-left: 2em;">(使用する建物の1平方メートル当たりの価格 $\times \frac{8}{100} \times \text{使用許可面積} + \text{当該建物の建て面積}$ に係る土地の年額使用料に相当する額 $\times \frac{\text{当該建物のうち使用許可面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$) $\times \frac{\text{使用許可日数}}{365} \times \frac{108}{100}$</p> <p>2 (略)</p>

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定は、平成三十一年十月一日以後の期間に係る使用料の額の計算について適用し、同日前の期間に係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

発 行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>